

平成23年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年3月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長 (選挙管理委員会書記長)	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
健康福祉部政策監	岩井 敏	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	環境経済部政策監	竹内 睦夫
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	吉川 加代子	書記	中原 正隆

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（立入三千男君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様に、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第6番、奥村治男君、第7番、矢野隆行君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（立入三千男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） おはようございます。14番丸山敬二です。それでは、健康推進事業は市民ニーズに沿っているかという大きいテーマで何点かお伺いしたいと思います。

世界の人口推計2008年版によりますと、我が国の平均寿命は82.7歳ということで、世界第1位となっています。しかも、女性にとっては23年間連続1位で2位以下に

は大差をつけております。日本人はなぜ長生きなのかということを考えてみますと、第1には、栄養状態がよくなり、病気に対する抵抗力が増したこと、これに加えて医療制度も充実して乳幼児の死亡率が低下したと、こういったことが挙げられています。さらには、国民皆保険制度や高齢者に対する医療制度の充実、こういったことも挙げられております。

本市におきましても、市長マニフェストのもっとしっかり安全・安心、これに基づきまして病気の早期発見や健康維持のための相談、または健診結果に対する指導等、各種事業が行われているところであります。こういった細かな事業につきましては、健康推進課が年間のこういった日程までつくっていただいで非常に細かな周知等をしていただいでおります。

ここで、これらの事業で健康相談に関する事業、または疾病予防対策に関すること、それから救急診療等についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、健康相談等の事業についてですけれども、先ほど言いました健康推進課による健康サロンと心と体の健康相談について、過去5年間の活用件数を調べさせていただきました。健康サロンにつきましては、幅はあるものの590から780件程度の利用、それから心と体の健康相談については年間60件から90件程度の利用があります。今のデータは年間のトータルの件数になっておりますので、まず第1点目にお伺いしたいのは年齢の分布、この辺についてどのような活用になっているのか、ひとつわかればあれなんですけど、40歳以下、それから41歳から60歳、61歳から70歳、71歳から80歳、それから80歳以上について、どこかの単年度のデータでも結構ですし、トータルのものでも結構です。割合でも結構ですけれども、そういった年齢の分布どうなっているのかを教えてくださいたいこと。

それから、それぞれの相談内容につきまして、上位の3番ぐらいでどういった内容のものがあるのか。この辺についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 皆さん、おはようございます。

それでは、丸山議員の健康相談のことについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、心と体の健康相談と健康サロンの年齢の層ということで、アンケートに参加いただいた方についてとっていきまして、若干1歳ぐらいの年齢の差がございますけれども、申し上げますと、心と体の健康相談で、40歳未満の方で全体で言うと、通年、この4、5年のトータルですけれども19%になります。次に、40歳から59歳までで切らせてい

ただいでいますけど、ここが23%、60歳から69歳が36%、70歳から79歳が19%で、80歳以上の方が3%となります。

一方、健康サロンですが、こちらにつきましては40歳未満の方はおられないということで、40代から59歳が9%、60歳から69歳が45%、70歳から79歳までが38%、80歳以上が8%ということでございます。

心と体の健康相談につきましては、基本的には個別の健康相談に予約を受けて当たっているということでございますし、健康サロンにつきましては定期的な血圧測定を行いながら健康チェック、そして毎回健康をテーマにしたお話をさせていただいて、少し学びの場というのかサロンの形で運営をしているところでございます。

相談内容につきましては上位3位ということでございますけども、大半が高血圧、高脂血症とか糖尿とかいう生活習慣病に係るご相談が多いということです。それ以外としては、今の言われる禁煙とか、少し心の悩みの相談というのをお受けしておるということでございますし、心と体の健康相談で40歳未満の方が19%とおいでになります。この方々についての多くは、やっぱり精神的なお悩みがあってご相談いただいているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 健康サロンは、やっぱりサロンというだけあって結構年配の方が利用しているということ。これ、全体的に見ましても、毎月やはり50から60人の方が利用していると。その中で、今ありましたように年配の方、60歳代の方が結構多いと、こういうことになって、やっぱりサロンという値打ちはあるんじゃないかなと。その中で、健康についていろいろ仲間同士で語ったり血圧を測っていただいているということで、よく理解はできるんですけど。

一つ、私はデータを見ていまして、心と体の健康相談という中で見てますと、何か秋の気候の変わり目というんですか、10、11、12月というのがほかの月よりかちょっと多いなというような気がするんですけど、この辺は、先ほど言われた心と体の健康はどうですか、専門の方が相談に乗るわけなんですね。この辺で何か特徴的なことというのは、わかればちょっと教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 心と体の今申しました相談につきましては、担当から聞

きますと、やはりまず出てくるのが、健診結果を含めて今後の食生活、習慣とか、そういうものをお聞きになる方が出てくるということです。今の健診というのは大体市でも6月以降に健診値を出しているということも、少しそのことを受けて健診、ある意味では特定指導ではないんですけれども、そういう部分でちょっと上がっているのかなということで。個々にご相談があったら電話を受けたり、時間を設定していますのでおいでいただくということで、それ以上の理由としてはちょっと見つからないということも考えていますけれども。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

それで、もう1つ、このデータを見てみますと、データを見ているというか、一般の市民の方からも声があったんですけれども、健康サロンについて、このサロンの実施場所が平成18年までと19年から実施場所が変わってますね。平成18年までは野洲市内を満遍なくといいますか、コミュニティセンターと自治会館をうまくミックスして市内を全体的にやってたんですけど、平成19年からはコミュニティセンターになっていると。

全体の利用数も見てみますと、平成18年度までは大体七百五、六十あると、ところが、平成19年度からは百二、三十件減って六百五、六十件になっていると。この中で市民の方からも、今まで近くの自治会館でサロンに行っていたんだけどコミュニティセンターまで行かないかと、遠くなって不便やと、こういう声も聞いているんですけど、この辺の変更した理由と、こういった話が出るということは周知がきちっとできてなかったのではないかと思いますんですが、その辺の変更した理由とどういう周知をされて、納得というのか理解いただいているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 会場の変更につきましては、これまで自治会館等もお借りして地元の方も中心にご利用いただいていたんですが、どうしても他の地域の参加者というのが少なくて固定化がひとつ起こっていたということと、会館をご利用させていただくということで、スペース的にも少し課題があったということもございます。

そのため、地域活動拠点となりますコミュニティセンターが全地域で完成したことを受けまして、平成19年度から会場をコミュニティセンターとしたものでございます。従来、健康相談の会場に来ていただいていた方々につきましては、また自治会館には、この変更の説明をさせていただいて、ご理解をいただいたと考えております。会場が少し遠くなっ

たということでございます方で、特に健康課題のある方につきましては、保健師等が訪問なり健康相談ということもさせていただくということで、会場について変更させていただいたものでございます。

学区のいろんな形で集まっていただけの場合、なれ親しんでいただいた場ということで、現在幅広い形からご利用いただけるということになっていると思っておりますし、本年度から大腸がんの検査キットも当サロンでお渡しするなど、新しい方もご利用いただけるような形で、今後もサロンを運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 確かに、今言われるようにコミュニティセンターが全学区にできて、そういうふうになったようなところが見られるんですけども、いきなりやるのではなくて、遠くなる方もいてるんですから、その辺はよく検討をしていただいて地域とも話し合っただけでやっていただきたいと。無理やり、何か知らんけどコミュニティセンター統一やというような感じがするんで、その辺はひとつ柔軟に対応していただきたいと。

それから、もう1つ、この健康相談と健康サロンの内容的に、広報に載っている内容を見ますと、どちらもよく似た内容をやっている。心と体の健康相談というやつは専門の方がやっておられるようで、予約制とかになってますけれども、ほかの、先ほど言われました血圧測定とか禁煙の話とかそういったいわゆる生活習慣病の相談みたいなことですね、それについては同じような内容になっているんで、これは両方、別々のことでなくて一つにして、例えば専門の方がいる場合でしたら、その専門の方が出向いていくとか、健康相談ですので個人のことににかかわるようなことがあれば、その会場の別室でやるとか、そういう検討はできないんでしょうかね。

それと、もう1点あわせて、先ほど言いました健康推進課で出している年間のスケジュールですね、この中に書いている内容、それぞれの分の事業のところの内容に書いているのと広報に載せていただいている内容というのが若干違うんですけども、具体的に言いますと、健康推進課のここに出ているのは、心と体の健康相談のほうについては、いわゆる健診をした結果とか保健師とか栄養士が相談をやりますよということになっておるんですけど、こっちは健康サロンは先ほど言いました血圧測定とか尿の検査、そういったいろんな、いわゆるサロンの話の中での話し合いみたいなことになっている。広報のほうは何かどちらも同じような書き方になって、先ほど言いました心と体の健康相談は専門

の方がいますよというようなことになっているんですけど、結論的に言いますと、その違いははっきり周知したほうがいいと思うんですけど、1つは今言いました、一つの事業としてできないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） まず、心と体の健康相談というのは、どちらかと言うと個人のいろんなプライバシーにかかわる部分も含めて、いわば余り知られたくないとか、そういうことも個別にご相談いただける場として、ふだんでも保健センターへお越しただいたら保健師なり精神福祉士がご相談申し上げますんですけども、ある意味では週に1回時間を決めて、ある意味では来やすい形の時間というのか設定をしてお越しいただくということで、個別のプライバシーのご相談というので、保健センターを会場にしていますけども、お越しいただくという形で引き続き進めたいなと考えております。

今度は、逆に健康サロンにつきましては、今、正直、ふれあいサロンというのがある意味では高齢者の触れ合い、少し生きがいづくりを含めて、2年ほど前から地元で本格的にやっていると。この部分で交流促進は図ってくるというウエートになっていますので、健康サロンは並行して動いておるんですけども、健康サロンはやっぱり学区での方を中心に少し健康に視点を当てて取り組みをさらに進めたい。少し不安に思っておられる方とか、さらに自分が健康を目指したいとか学びたいという方の場にしていきたいと考えております。メニューも毎回、例えば食についてとか、心と体とか、少し変えながら、学習する場としてもとっていただきたいのとあわせまして、今、特定検診が進む中で、フォローアップというのがなかなかご参加いただきにくいという現状が起こっていますので、この健康サロンが、あるいは保健指導の一環としてご案内する中で、なかなか保健センターまで来ていただけない方に、サロンにご案内もして、少しずつですけどもサロンにお見えいただいて自分の健康をチェックいただくということですので、そういう意味で両面を並行した形で進めて、市民の方の健康づくりに寄与をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 説明は理解はできるんですけど、今部長から最後のほうにちょっと話がありましたように、やはりセンターのほうへなかなか行きにくいという方もおられると思うんです。センターのほうも行きたい、サロンのほうも行きたいということなら

別々になるんで、できれば、それでどちらも1時間半ぐらいの時間になっておるんですよ、スケジュール的には。ですから、サロンの時間をもう少し延ばして、そういった個別の相談がある方は保健師の方とか専門の方が出向いて行ってやってもらうと。行政の悪いところは、何でもそうですけども、あんたら出てこいやというんじゃないで、やっぱり行ってもらわないかんなど、足を運んでもらわないかんの違うかなと思います。年金の問題にしてもそうですね、もらうときには自分が行ってやらないかんとか、もうわかっとなら、来ますよぐらい言うてあげるとか、やっぱりそういうサービスが必要ではないかと思いますので、その辺ちょっと、毎年同じことをやっていただくのはありがたいんですけど、そういった改善も含めてやっていただきたいと、このように思います。

次に行きます。メインのテーマですけれども、国保の分の関係で、国保事業の中で実施しています人間ドック、それから脳ドックの受診者に対して助成金が出ているんですけど、この件についてお伺いしたいと思います。

現在は、ドック受診者に対しては受診費用の5割を助成しております。平成23年度からは3年ごとの助成に変更して、助成率を課税世帯と非課税世帯に区分しようと、こういう案を出されています。これは、低所得者層には利用しにくいと、非課税世帯への補助率を高目に設定し受診機会の公平性を保ちたいと、また1回の助成額が高いこともあり、毎年連続して受診できるルールでは一部の方に制度の効果が片寄る結果となり、公的助成制度としての合理性が低下しますと、こういう理由で助成が毎年可能やったものを3年ごとに変更しようとする。今までになかった非課税世帯への補助率を上げるというのは納得できますけれども、何で3年に1回なのか。それから、低所得者や初回等受診者の拡大になるというのが、ちょっと私には理解できないんですけども、その辺をまずわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 国保のドックの見直しにつきましてですけれども、これにつきましては、平成20年度から特定健診がスタートしまして、それぞれ市町村国保は受診率の目標を立てて今進んでおるところでございます。平成24年度には65%の受診率を目指して計画的に進めるということでございますけれども、平成21年度につきましては、一応目標数値を達したということです。本年度12月時点では35%ぐらいということで、なかなか目標という部分で広く多くの方に健診をご理解いただいて受診いただくという部分について、市町村国保としては何とか取り組みが必要だという中で、今回特定



健診の一部負担と、ドックについてもやっぱり見直しが必要だろうということで取り組んだものでございます。

まず、健診が、今言いましたように八千数百名のうちの35なり40%ということで、できるだけ多くの方に受診いただきたいためには、1つは、現在自己負担をお願いしている部分を無料にして、少しでもきっかけづくりで受診いただこうと。非課税世帯なり65歳以上の方については無料だということですので、本来やっぱり若年層の方に焦点を当てて受診いただきたいなということで、あわせてドックについても再健診をすることが必要だろうということで、今議員申されたように、少し一部の方が継続してご利用いただくというのは早期発見・早期治療に大いに役立つものと考えますけれども、広く国保険者としては新規受診者を求めたいという思いの中で、ドックについても見直しをすることとさせていただきます。

現在、国保財政も厳しい中で新規の方で、いわば若年の方の検診を上げたい中で、いわば総枠の中でいろいろと取り組みをしたいと考えておる中で、隔年ということにしたものでございます。費用負担につきましても、現在5割の2万円負担というものを、非課税世帯につきましても8割に上げたいと。現在2万円ぐらいの自己負担が要るのを、ドックにつきましても1万円以内で受診いただけますし、健診については無料でぜひともお受けいただきたいという思いの中でしたということで、隔年の2年なのか3年なのかということがありますけれども、理想的には毎年受診いただくというふうな受診なんですけれども、助成制度としては隔年でしていこうと。広くその受益を被保険者に受けていただく制度とするために、少し隔年にさせていただいたということで、新規の方に、課税世帯もそうですけれども5割から6割に上げるということで、まずは特定健診を受けていただいて、特定健診をきっかけにドックも受けていただきやすい環境ということで、今回制度をさせていただいたということでご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 今の説明は、あくまでも先ほど言いましたようなことを言ってますけれども、財源がないからやりたいという話だけやと私は思うんです。過去の予算とかその辺を見てましても、ドックの補助、助成はだんだん額が上がってきておるのに、例えば平成22年度、今年度でしたら予算は460万円になっています。今ので平成23年度は272万5,000円と、どんと下げていると。これが全然関係なし。要は、金がな

いからやりたいということなんですよね。

先ほどちょっと説明を求めたのは、そういうことでやりたいというのはわかるんですけど、毎年連続して受診できるルールでは一部の方に制度の効果が片寄る結果となって公的助成制度としての合理性が低下するという、この合理性が低下するというのと、こういうふうにすれば低所得者や初回受診者の拡大になるという、これを説明してほしいと言うておるんですよ。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） ドックにつきましては、あるいは意味では、施策として健康喚起に取り組んだものというふうに考えておりますので、必ずしも毎年同じ方が受益という部分が、特定健診という部分でかなっていくのではないかなと。それよりは、今言う、多くの方が受診いただければ当然費用としては上がってくるということで、それはそれなりに今後の医療費の効果になるものと考えておりますけれども、ベースとしては、特定健診をあまねく受けていただく、そのために国保としては大いに支援をしていくと。ドックとしてはきっかけづくりで、一度受けていただいて当然引き続き受けていただくというのが、より健康に関心を持っていただくということですので、引き続き自己負担でご受診をいただければいいというような思いをしております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） ちょっとよくわかりませんが。ことしの1月13日に第2回野洲市国民健康保険運営協議会というのがされておりまして、これはたしか2月か何かの全協で会議の結果報告ということで資料はもらいました。その中に、よく見えますと、今言ったようなことが書いていると。そういった詳細の説明はなかったように、こんなするんやというのは、なるほど表がついてましたけど、そういう説明はなかったんです。その中と、それからもう既にその協議会の後に、それまでドックを受けた方のところに制度の改正を予定していますという文書が回っていると。この中では、今言いましたようなことが書かれていまして、この3月議会で予算が通ったら改正するので4月の広報でお知らせしますと言うて、もう既に準備できていると思うんですけど、こういうことが書かれています。この中で、去年の助成対象者の所得状況を調べたら、非課税世帯の方はわずか9%、国保加入者全体の比率25%を大きく下回っていたというのが書かれています。ということは、国保加入者の25%が非課税世帯と解釈していいんですかね。ここのところ

が非常にわかりにくかったんですけれども。そういうことでいいんでしょうか。

それで、国保の加入者と非課税加入者というのは何人ぐらいおるか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 国保加入者が1万1,000人弱のうちの今25%が、加入者というか世帯になるんですけど、25%が非課税世帯になるということですので、たしか保険者で言いますと6,000人余りだと思っていますけれども。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） それでは、前年度ですから197件のうちの9%が非課税世帯ということになりますと、約1割弱で18世帯が、非課税世帯の方が平成21年度は受診したと、こういうことですね。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） おっしゃるとおり、18世帯が非課税世帯であったということですね。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） じゃ、残りの9割はいわゆる課税世帯の方が受診している。これ、1万1,000人の25%というと450ぐらいですか。国保の加入者の25%が非課税世帯で、国保の加入者が1万1,000人、非課税世帯が450と言われませんでしたですか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） いえ、25%に相当する部分ですので、今言っている2,500人から五、六百人が非課税世帯の被保険者だと。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。大体、じゃこのところは、この数字はいいとして。次に行きますけども、非課税世帯の方に、じゃドックを受診しなかった理由とかは聞いているんでしょうか。ただ、受診者の数がどうだこうだからと言うているような気がするんですけど、非課税世帯の方、それから先ほど言われた若年の方、何でドックを受けないのやというのは聞かれたんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 非課税世帯の方に個別に理由としては聞いておらないと

うことですが、どうしても若年者が受診をいただけない中では、聞かせていただいた中では、やっぱり仕事が忙しいとか、ある程度自分は健康だというようなご回答があったと理解しております。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 理由も聞かずに数値だけで、こういうふうにしたらふえるんやということらしいんですけども。じゃ、行政としてドック受診の懇懇というのか、勧めはこういうふうな手段でやってきたのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） これについては、健診とあわせてドックについてもご利用いただけるようにご案内をしたということで、個別の個々に、一層受けていただきたいというような周知まではできていないというのが事実でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） やはり周知不足だと思いますね。私もこのことで何人かに聞くと、「えっ、5割も負担してくれてたの」なんて話を聞きます。やはり受診が上がらないというのは、そういうところのPR不足もあるのではないかなというふうに、このように思います。

先ほども言われてましたけど、病気は早期発見・早期治療というのはよく言われています。その結果が、ひいては医療費の削減につながるということは、これはもう従来から行政側も言ってきていることで、我々も認識しておるところです。そういう意味でいけば、いわゆるドックを受けるということは、ドックとか特定健診、いわゆる健診を受けるということは、いわゆる未病段階で受けるということですよ。そういう意味では、やはり有効なものであって、しかも毎年受けるのが効果的ではないかなと私は思います。

私もサラリーマンをしてましたから、健康保険組合に入ってたんで、30代の後半からほぼ毎年人間ドックは受けていました。間もなくそれも切れまして、国保に加入するんですけども、そのドックが今度は個人負担になると高いなと思ってたところ、国保のそういった事業の中で助成があるということなんで、非常に期待してたんですけども、もう3年に1回になるというようなことがあるんで、やっぱり健康管理ということでいきますと、ドックは生活習慣病を予防するためには毎年受けるのが大事やと、このように思いますので、これはぜひとも3年に1回じゃなくて毎年にして、市民の方の声でも、先ほど言った通知を見た方が、いわゆる補助率、助成率は下げてでもええから毎年にしてほしいと、こ

ういう声があります。ぜひともそれをやっていただきたいんですけども、そういう考えはありませんか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回、平成24年度までのあまねく被保険者の健康づくりの視点で、あと2年を残す中、今回見直しをしたいと考えております。申しましたように、40歳以上ですので国保でいったら8,000人の方の健康を、できたらもう2年間、少し喚起したいためのこの取り組みと考えておりますので、平成23年度、啓発も含めて新たな方にまずは特定健診受けていただく、ドックにつきましても啓発申し上げて、その結果を踏まえて今後の健康づくりの保健事業について検討してまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） いわゆる補助の割合ですね、平成19年4月に今の5割になっているんですかね。それまでは申請の回数によって7割補助と5割補助になっていたと。年々悪くして、年々と言ったらおかしいですけど、そういった短期で補助を下げているんですね。今回はもう極端ですよ。ですから、そういったことでなくて、ぜひとも先ほど言いましたような、補助率は下げてもいいですから、例えば、補助率を、課税世帯には4割、非課税世帯を入れたいということであれば6割とか、そういったものでやって、ぜひとも毎年やっていただきたい。

まだまだあるんですけど、時間が大分来ましたけども、予算のものでいくのであれば、きのうは市長もフェールセーフで予算を取っていると、こういう話がありましたので、足りなくなったら補正を組めばいいんじゃないかなと、このように思います。国保の財政が厳しいというのはわかりますけども、そういったやはり早期発見・早期治療、ひいては医療費の削減になると、こういう皆さんの思いというか、以前から行政も言っていることがあるので、ぜひとも3年に1回とかいうんじゃないくて、これは見直してスタートをしてほしいというふうに思います。

1つ、平成19年12月22日にがんで亡くなった民主党の参議院議員の山本孝史さんという方がおられます。この方は、多分御存じの方おられると思いますけども、亡くなる前の5月22日、参議院本会議場で、自分ががんやということを告知して、そのときに言った言葉が、命を守るのは政治家の仕事やと、こういうふうに主張しました。で、がんや自殺で亡くなる人を救えないのは政治や行政の対応がおくれていると、こういうふうに言

って、がん対策基本法と自殺対策基本法、これを後々に成立させたと。こういうことですので、ぜひともこれを、政治家は命を守るんやというようなことを念頭に置いてやっていただきたい。

今のは、改正と言っていますが、私は改正とは思えないので、これを一たんやると、なかなかまたもとには戻せないのです、ぜひともやっていただきたいと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私も、命を守りたいということで最大限やっています。ただ、補正を組めばということで、きのうは、ごみ焼却場の構想段階では膨らんでいます、これは予算の問題とは違います。市民の方に、こういう項目で最大限要りますという話であって、今回は、国保の厳しい財源の中で一番効率的に使いたいということで、一番市民と接している担当部署が上げてきました。私もそこは懸念がありましたけれども、まず、やっぱり特定健診を毎年受けていただくと、特定健診の制度はさっき部長が言いましたように平成20年から始まっているわけです。必要健診科目はあって、まずは基礎科目としてそれを受けていただくことによって一定の病状、予防がわかります。人間ドックというのはある意味でプラスアルファです。受けておられる方はごく少ないです。それについては片寄っているのです、その資源を分散して、まずは今まで受けておられない方に受けていただき、よければあとは自己負担でと。厳しい財政の中でどういうふうに分けるかということです。これも市で勝手につくったものではございませんで、最前線で仕事をしている職員が、これがよかれと思って上げてきた。これを市民の代表である国保の委員会にかけています。勝手に役所でやったものではございません。ちなみに、そのトップと一緒に活動していただいている山本委員長がご判断いただいています。私は冒頭に、議論に市民の立場で忌憚なく市の案をたたいてくださいと、だめということであれば変えますという中で手続をしておりますので、決して密室でやったことではございません。ですから、これを今回変えたから市民の健康を守らないとかそういうことではございませんので、やはり皆さん方の中でぜひみずから議論をしていただきたい、勝手に決めたような、何か役所で勝手にさじかげんをしたという判断ではございませんので、ご理解をいただきたいとします。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 市長からそういった答えが来るやろうと思っていました。市長

の言葉は何か極端なところがあるような気がするんですけど、確かにこの協議会の中へ出されて、山本委員長とかいう名前も出されましたけれども、それであれば、この委員会の中では試行ということで行くのであれば了とすると、こういうふうに言うています。試行というのは具体的にどういうことをするのか、じゃ教えていただきたいということと、この通知の中には試行するという一言も書かれておりませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 一部の委員から、もちろん今議員のおっしゃるようないろんな継続のご意見というのもございますけれども、総じて今市長が申しましたように、新たな方に公平に受益をいただくという中で、運営委員会のほうでもやってみよう。試行というのではなくて、もちろん本格的にこの制度を新年度からスタートさせるんですけども、もちろん受診の結果を踏まえて、その成果を踏まえて国保の運協でご論議をいただくという意味でのご意見だと、こう理解しております。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） いやいや、やるのでなしに、協議の結果は事務局の提案内容は試行的には了とし、さらに見直していくようにせいと、こういうようになってますよね。だから、その試行的にというのは具体的にどういうふうにするんですかと聞いているんです。この3年間試行すると言うているのか、その辺をお伺いしたい。試行的とは、どういう試行をするのかと聞いておるんです。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 多分、委員の思いとしては、とりあえず1年間の成果を踏まえて今後2年目どうするのかというのをご議論いただく場を上げていきたい。だから、まず1年間取り組みをした中で検証をいただくと、市民の方に運協の中で検証をいただくと。今もいろいろと市民の方にもご意見をちょうだいしておりますので、それも加味して、結果を踏まえて2年目以降も検証するというので、これを3年、4年ずっとこのまま続けるということではなくて、少しフレキシブルに考えてまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 1年間の結果ということで行けば、平成21年度、22年度に受けた方は、その1年間は当然受けられんということ、助成をいただけんということになりますよね。そうでしょう。今まで、例えば平成21年に申請して補助をもらった方は2

年間はだめです、3年目しかもらえないんでしょう。そしたら、何か試行というのは、これはどういう意味なのかがよく私には理解できないですよ。よかったよかったで終わるのかなという気がしますけど。

問題は、こちらの分には今まで受けた方のところにはそういうことが全然書かれていない、これ入ってますか、そういう説明をしてるんですか。私は、説明が非常に一方的に言っているような気がするんです。

時間がないんで、ちょっと参考ですけど、公務員の方は互助会で非常に手厚い補助をいただいています。いただくというか、受けたら助成がありますよね。だから、職員の方はそういうふうな中でやられているのに、市民の方には税金やからこうやとかいうのは、ちょっと私は問題やと思います。その辺で見直す気はあるか、ないかだけ、最後に聞きます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 互助会も隔年でのドック助成ということでございます。国保ももともとはこのドックもなかったんですけども、他の健保組合の取り組みの中でこのようなこともしてほしいということで生まれた制度だと理解しておりますので、申しましたように、特定の方の今までの受診の部分を、一定限広く未受診の方にその財源を回して受けていただくということで、平成23年度新たな方にどれだけ受診喚起を図って、新規の方の受診率が上がったか、その成果を踏まえて検証したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） 今、互助会を隔年と言いましたけど、調べましたら隔年というのは書いてないんですが、隔年ですか、これ。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 隔年の補助ということになっております。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。これ、ネットで見たのではそう書かれてないんですけど。じゃ、ここの部分はもうこれでいいです。

次に行きたいと思いますが、あと内科、小児科の休日等の一次救急について、1点だけお伺いしたいと思います。

平成18年9月に守山野洲休日救急診療所が廃止されました。最近では、それに加えて小児科診療の医師不足等で、いろんな病院でもそうですけども、診療に支障を来している



と。こういう中で、ここの地域医療を担っている野洲病院では、日曜日の内科外来診療も行っていましたが、昨年の5月からは守山野洲の医師会と協力して、休日の一次救急を始めています。この5月からの一次救急での受診者というのがどれくらいかわかれば、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 大体9時から1時まで診療ということでございますけれども、スタート時点では、去年の8月からスタートをしたということで、15名から20名ぐらいなんですけど、今年度は聞いていますと、10名前後というご利用であるということでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） わかりました。市民の方は、野洲というよりか近辺に大きい総合病院があるので、一次とか二次とかそういう区別なしで、勢い行ってしまうという傾向があって、単独でこういったこと、診療所をやろうと、また守山野洲の休日診療を復活させるというのも非常に困難かと思いますので、例えば湖南4市による広域運営というの也被考えられると思うんですけども、この広域運営について行政側のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 湖南の一次救急ということでございますが、今、御承知のように二次救急で、小児救急が医師不足によって今年度は空白になっていると。次年度は365日埋まるという見込みで、今、広域組合も進んでいただいているということですが、一次救急についても草津・栗東で動いているものの、やっぱり不安視する部分もございます。湖南圏域での一次救急ができればと考えておりますけども、少し草津栗東の一次救急の問題がありますし、ある意味では守山野洲だけでは、開業医でいいますと90名の医師で、実際に協力いただくためには少し時給を、市民に安心いただく範囲としては少し難しい部分があるということで、医師会のほうも4市で草津栗東と協力しながらという思いもありますので、その部分については実現をできればと考えておりますけれども、少し今言いました草津栗東の思いもありまして、すぐに進むというのは厳しいかと思いますが、取り組めるような形で今後も継続した話し合いを少し持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。前向きな発言だととらえておきたいと思います。確かに広域ということになれば、またそれぞれの負担もあって、財政的な面もあると思います。私もいろんなところでそういったところをもっと調査なり研究なりやらせていただいて、またこの場で質問をさせていただきたいと、そういうように考えております。

これで終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。

大きく3つに分けて質問をさせていただきます。

まず、第1点目、介護保険について。2000年4月から始められた介護保険制度ですが、何回もいろいろと改悪がされてきています。今度は、要支援の方を保険適用から外すという法案を11日に閣議決定をして今国会に提出されようとしています。その概要が2月22日、厚生労働省のホームページに掲載がされております。予防給付と生活支援サービスの総合化ということになっていますが、要は要支援サービスを市町村の判断で保険サービスから外し、ボランティアに任せるということであります。法改定に向けて議論した社会保障審議会介護保険部会は、昨年8月の会合で、ホームヘルパーによる調理援助と配食サービスとを同列にして、訪問介護の生活援助のほうが高くついていると攻撃をしています。しかし、生活援助のホームヘルパーは掃除、洗濯、調理などを行っていますが、家事の代行だけでなく、高齢者とのコミュニケーションをとり、心身の状況を掌握し、行政との架け橋になっています。初期の認知症の方などはホームヘルパーがケアをすることで重度化を防ぐことができます。

昨年の12月議会で全会一致で介護サービスの充実をされることを強く求める意見書を本議会から国に上げました。今回、国会に提案されようとしている介護保険改悪案に盛り込む予定の予防給付と生活支援サービスの総合化は、野洲市民にとって大きな問題であり、質問をさせていただきます。

まず、野洲市における要支援1、2という方は何人おられるのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（岩井 敏君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の介護保険についてのご質問の1点目の、要支援の方の人数でございますけれども、平成23年1月末現在で要支援1の方につきましては152名、要支援

2の方については217名ということで、合わせまして369名おられます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） この369名、既に支援を受けておられる方ということでありませう。現在、要支援のサービスの提供というのはどういう内容がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（岩井 敏君） 2点目の要支援者のサービス提供内容でございますけれども、通所して利用するものとして、通所介護、通所リハビリテーションがございます。そして、訪問を受けて利用するものとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅の療養管理指導、こういうようなものがございます。そしてまた、居宅での暮らしを支えるものとしては、福祉用具の貸与、特定福祉用具販売、住宅改修がございます。そしてまた、短期入所するものとしたしましては、短期入所生活と療養介護がございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今言われたのがこれですね。これは平成21年度決算の中身なんですけれども、今言われた訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリ、短期入所というふうな福祉施策特別措置というふうな形で、この訪問介護が支給が1,500万円、一番多いのが通所で5,600万円、この通所というのがデイサービスです。訪問介護というのはホームヘルパーの派遣です。難しい漢字になっているのでぴんと来ないかと思えますので。これで、今回国が出している厚労省のホームページに載っていたのをちょっと持ってきたんですけれども、出そうとしている部分の、今現在こういう形、利用の体系として両方とも選べるようになっているんです、こっちとこっちを。

こっちのほうが、こっちを見てもらったわかるんですけども、現在が予防としてさっき言うた訪問通所のそれを下に持ってきて、配食とか見守り、訪問をボランティアでやっていこうというふうな、それを野洲市の包括支援センターのところでどっちかに選ぶことができるというふうな内容になっていまして、とにかく国が制度を変えようというときには、充実していく方向じゃなくて、いかに国のお金を出すのを減らすかというところから、これは来ているんですよ。だから、皆さん懸念されておられるのが、こういった形でヘル

パーやらの派遣に対してボランティアでというふうなことになる、結局は手薄になる、または値段が上がっていくというふうな懸念がされるわけです。

次に、この総合サービスを新設して、市町村がどちらかを判断できるということになっています。この法案が今国会に出て通った場合、野洲市はどちらの道を選択されるのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（岩井 敏君） 3点目の総合サービスについてのご質問でございますけれども、介護保険法等の一部を改正する法律案でございますが、今国会についてはまだ提出されておきませんが、この総合サービスは介護予防サービスと配食、見守り等の生活支援サービスを一体的に提供しようとするもので、この法案では、要支援1・2の認定者の生活の状況や環境、意向を確認しながら、保険者が、あるいはまた地域包括支援センターが判断することになってございます。

現在の野洲市の介護予防プランは、地域包括支援センターが対象者の状態像や意向からプランを作成、評価、チェック等を一括して実施していることから、適切な給付管理が行っているものと考えておきまして、制度改正が行われたとしても、現行のサービスが継続できるようにと、このように考えておきます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） これも野洲市の平成21年度決算なんですけれども、介護サービス、これがヘルパーですね。国と県と、その他というのは社会保険とかいうよそのところの部分です。それで一般会計、合計という形で、ヘルパーで国としては2,300万円、県として1,200万円というふうに、全体的に合計すると、国が3,200万円、県が1,700万円という形で、国がお金を出して全体に1億4,200万円という形になっているんです。国はこのお金を減らしていく、当然県も減っていくやろうなと。そうすると、要るお金は要るんですから、一般会計でふやすか、本人からもらうお金をふやすか、そういう方向になっていくのではないかとこのように思うんです。

厚生労働省の社会保障審議会でこういった形が出てきた場合に、国・県の補助金はどういうふうになっていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（岩井 敏君） ただいまのは、その影響額というのか、影響につい

てということだと思んですが県のほうにも聞いてみますと、訪問看護の給付につきましては選択するということでございますので、野洲市の場合ですと保険給付のほうで対応していくというような方向でございますので、これにつきましてはどちらかを選ぶということでございますので、その保険給付に対します国・県のそうした費用負担につきましては従来どおりの形ということで、変わらないということでございますので、国のほうからは25%、そして県のほうからは12.5%という費用負担のほうには変わりはないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） まだ法案そのものが明らかになっていませんので、今楽観的に変わりはないということをおっしゃいましたけども、そうではないと思います。この厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で、昨年11月にまとめた意見書では、ケアプランの有料化とか、所得200万円以上の方の利用料を2割負担にするとか、また相部屋の居住費の負担増とかいうことが出されております。こういう案が出された中で、もう全国で大変な声が殺到して、今回の法案の中にはこれは盛り込まれないんです。でも、厚労省としたら、これが本音なんですね。ですから、将来的に厚労省はこういう方向を打ち出してくるという、その第1段階というのか、初めの一步が今のこの出そうとしている案であるんですけども、こんなことが行われていこうとしていることに対して、将来的に野洲はどういうふうになっていくのかという心配もありますので、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員のご懸念は私も共有をしております。ただ、常々申し上げますように、財源をどうするか、負担をどうするかということですから、恐らく財源が厳しいからこういう形で第1段階をして選択制にしておいてということだと思います。ただ、当面は今政策監が申し上げましたように、国・県の支援はあるという前提になっていきますし、先ほどからの丸山議員のご質問からすれば、市民の命と健康を守るという趣旨のところは今政権を担っておられますから、当面は安心しております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 法案が可決されるかどうかというのも、今、国会の中が大変もめておりますのでわからないんですけど、けど、出てきて次の段階なり、具体的に進んでいくということに対して、またそういう方向が見えてくれば、野洲市議会として意見書上げていかんなんと思っておりますし、行政として国に対しても声を上げていっていただ

きたいと思います。

次に、アサヒビールとの土地の問題と行政の対応について質問いたします。

まず、第1点目、アサヒビールとの平成17年の確認書の問題と開発の認識であります。昨年12月議会でアサヒビールの土地の問題を取り上げました。そのとき市長は、関係者から事情を聞いているため、これ以上の聞き取りは必要ないと答弁をされました。しかし、この間、1月19日の特別委員会での職員の答弁なども含め問題点がありますので、質問したいと思います。

平成17年の確認書を交わしたことが今回の一方的な、買うか、買わないかをアサヒビールから迫られたということになります。その当時、内部では確認書を交わすことで駅前開発が進むと認識していたと担当職員の発言がありました。そこで、あの確認書の起案は、どこで、だれがまとめたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 1点目の確認書問題と開発の認識でございますけれども、平成17年の確認書の起案につきましては、平成17年3月に当時の市街地整備課長が起案をいたしまして、市長決裁を得ているものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 要は、アサヒビールが問題を投げかけたのではなくて、野洲市からまとめて起案をして出していったということですね。そして、そのときにアサヒビールと交渉をされたと思うんですけれども、この部分に対して野洲市としては一体どういうことを主張されて、こういうところにまとめていかれたのか、双方の話のやりとりがあったと思うんです。アサヒビールとしたら、あの土地そのものを丸々開発をしようという思いがあったのか、いろいろあるので、とりあえずそのとき野洲市として一体何を主張されたのか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） お尋ねのアサヒビールとの交渉で市として主張したことにつきましては、本来土地の処分といいますのは所有権の行使でございますので、アサヒビール独自の判断で行えるものでございますが、確認書によりアサヒビールが処分するときには事前に市が言える機会を位置づけたことと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 事前に市が言えるようにと言われましたが、12月議会でも問題にしてましたように、あそこの部分に関して市が意見を言うても承諾できないという、そういうなのが確認書の中に入ってますね。そういうふうな文言そのものも今この整備課長が、市が言えないというふうなことも起案をされたんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） そこが最大のポイントかなと思いますけれども、先ほど申しました土地の処分につきましては所有権の行使でございますので、最終的にはアサヒビール独自で行えるものという考えでございますけれども、当時を振り返りますと、この文言につきましては、最終的にアサヒビールがどうしても入れてくれと、財産の所有権の行使はアサヒビールができるんですが、最終的にはこの文言を入れていただきたい、最終の担保として財産権の自由をあえて入れていただきたい、それが最終の、当時の担当者から確認しますと、この文言をどうしてもアサヒビールが入れていただきたいという強い要望があって、最終的にこの確認書に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） ここが一番の大きなネックなんですよね、結局は。異議を申し立てることができないというふうな形になっていて、要はもう自由にアサヒができるということを野洲は担保してしまったんですからね。本当にすごくここが一番重要やって、こういうところの判断というのか、確認書を交わすときに、要は市長も、担当課だけの話ではなくて、市長もこれでよしという形になったわけですよ。そこは、「絶対に、これはやっぱり譲れへん」というふうな形での交渉はだれがしたんですか。アサヒとの交渉は。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 最終的には、当時の担当者である課長が中心になって、先般の臨時全協でも当時の担当課長がお答えをさせていただきましたとおり、私が中心にまとめていましたという発言もございました。ただ、そのときにも議論になっておったと思いますけれども、地区計画を得ているということでございますので、そういった一定の制限を加えている、また開発の指導の中で、そういったアサヒの言いなりにはならない、当然市の指導という観点から駅前にふさわしい開発ということの前提がございましたので、そういうことを踏まえて、この確認書に至ったものであるというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） その当時から、あの地域の高度利用というふうなことは言われていました。こういう形でA地区、B地区、真ん中に道路もできてA地区、B地区というふうな形になってしまった状況ですから、内部の職員も市長も含めて、あそこの地域にマンションが建つというふうな、そういうことをいいことだというふうに認識をされていたのかどうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 高度利用に関しますA・Bに高層マンションが建つことにつきましては、駅前としての土地の高度利用が行える商業地域を拡大したことによりまして、高層マンションが建つことがよいことかどうかの当時の認識はわかりませんが、当然想定はできたものと考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 行政がその当時から高層のマンションが建つというものの認識をされていたという、そういう意味においては、行政は持っておられたでしょうが、一般市民は14階からのマンションが建つというふうな、そんな思いはしてなかったというふうに思います。高度利用というふうな形で、ある一定の高さの開発がされる、にぎわいとかが商業とかいうふうな、ずっとみんな持っていましたからね、一、二階はそういうふうな商業のスペースがありというような、市民全体の思いとしたらそういうことでずっと来ましたから、そういう思いだったというふうに思います。ですから、そこで多数の市民の認識と行政との認識とはギャップがあったというふうに私は思うんです。平成17年のことで、これはかなり起案を課長が行ってということで、主導権をとっていったのが担当課というところでは、ちょっと「ん？」という思いがいたします。

時間もありますので、まだたくさん通告していますので。市有地を含める承諾書の問題ですが、文化小劇場の隣のマンションの建設で市有地を含めることに対して、私は昨年11月22日に情報公開を求めました。でも、12月の一般質問には公開がされなくて、議会が終わってから公開をされまして、この回議書というのをいただきました。これを見ますと、平成18年6月14日に依頼書が出され、6月16日にこの回議書を都市計画課がつくり、関係職員12人の捺印、そして市長の印鑑もあり、6月26日に決裁されて、27日に業者に承諾書が渡され、行政ぐるみで便宜を図ったということが明らかになりました。



た。

そこで質問をさせていただきます。マンション建設の事前協議というのは、平成18年3月から行われておりました。そのときに部屋の数とか駐車場とか、当然事前協議として問題協議をされていたと思いますが、その当時から容積率が200%以上と仮定して事前協議が行われていたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご質問の容積率の問題ですけれども、今野並議員からご指摘がございました平成18年3月1日に開発行為等に関する協議書を受理いたしておりますが、この協議書におきましては、建ぺい率80%、容積率200%で、市有地を開発区域に含む協議内容でございました。当市有地につきましては、当時の市街地整備課から、Cブロック、今の市有地でございますけれども、敷地編入に対しては個別協議を要するという案件を加えておまして、200%以上として仮定していたわけではございません。市有地を編入することでの事前協議事項として処理をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） もうこの3月の時点から、そしたら市有地を入れるということですね。事前協議は、そしたらいつ終了したんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 平成18年3月1日に受理をいたしておりますので、その前に協議がまとまったものというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 私、3月1日から事前協議の開始というふうに認識をしていたんですけども、3月1日までにもう事前協議は終わっていたということですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 先ほども申し上げましたとおり、市有地を編入することで事前協議が処理をされておるということでございますので、その前にある程度方向性がされたものというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） そうすると、この回議書の部分で添付されている書類の中に、依頼書というのが出されておりますね、企業から、6月14日。この依頼書というのは、行

政財産の使用許可というのがありますね、法律上。この行政財産使用許可申請書の様式5号に基づいて、この依頼書というのが出たんですか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 私どもはそのように受けとめております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 市有地を含むことで、3月1日には事前協議が終わっていた、6月14日に3カ月もたってからこの依頼書が出たということになりますけども、それで6月14日に出て、起案がされたのが6月16日の2日後なんです。これは何か余りにもよ過ぎた話やというふうに。要は、依頼書は市長あてに出されてますので、当然この依頼書は市長が見て、許可をするというふうな形式をとっておられると思うんですけども、そのときに市長ももう土地を含めるということで事前協議が終わっているということで、そしたら、事前協議のそのときに、市有地を含めるということに対して市長の思いも一緒だったんですか。だれもおかしいというふうにそのとき気づく人がいなかったんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） その前に、野並さん、行政財産というお話がございました。今回、一連の事務手続の中で、行政財産か普通財産か、ちょっとこれは議論があるんですけれども、おっしゃいますとおり事務手続上幾つかの問題点、課題がございます。それを踏まえて、今現在、担当を含めて内部で協議をいたしております。この事務手続が、手続上、財産処理上幾つか問題がある、それを法的観点から照らし合わせて検証をいたしております。今、調査をいたしております。これは事務手続上の問題でございますけれども、果たして普通財産か行政財産かの処理か、それもちょうと今結論が出ませんけれども、普通財産となりますと総務部の管轄になりますので、そこら辺で幾つかの問題点がございますので、それを今調査させていただいて、ある程度この調査の内容が明らかになれば、法的観点といえますか、顧問弁護士のほうで精査をしていただいて、ある程度調査をまとめさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子君。

○2番（野並享子君） 12月の時点でこの情報公開が私の手元にあつたら、あの時点で私はもっと話ができただけなんですけども、出すのをおくらされて結局質問が延びただけの話であります。

この部分では大いに問題があるということは、もう一つ前の時点の質問でも明らかにいたしておりました。ですから、本当におかしいなと思う人が、これ12人からの判こが押してあるんですけども、だれも気がつかないかなというね、私は本当に、市長がピッと命令してピュッといったんかなというふうに思っていたら、そうじゃないというね、こういう事実直面しましたので、だれもそれがおかしいと思う者がいなかったということが本当にちょっと、どう判断をしたらいいのかわからないんですけども。この回議書の内容で読みますと、業者として本来ならば容積率の見直し作業が完了後、計画の確認申請を行うのが本意であるが、実施までに時間や経費がかかることから、容積率の見直しの完了を待たず工事着工しなければならないことということが言われたと。その手法を聞き取ったところ、市有地を一時期建設計画に入れ、諸申請を行い、見直し作業完了次第市に返還するという手法であり、本市として容積率の見直し作業を行っており、野洲市にとっても保育園つき分譲マンションはメリットが多いので市有地を貸与することを上申するというふうな回議書の内容になっております。

今お聞きしますと、この事前協議の時点で市有地を含むことをされているんですから、この16日に回された文書で業者から聞いたとかいうふうな、この文書そのものが、もう既に3カ月前には行政としては知っておられて進められていっている問題ですね。ですから、この文書そのものも何か申請書が出て、この回議書がつくられたみたいなスケジュールになっているんですけど、そうじゃなくて、もう既にでき上がった話で、要は書類上依頼書を出させて、それを庁舎内で回したというふうな、そんな状況が今の答弁を聞いてて見えてくるんです。こういった回議書が回されたときに、担当課としたら既にもう事前協議で協議が終わって編入するという事になってますでしょう。業者から聞いたところというふうなところ辺が、これも全然つじつまが合わないんですけどね。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 一部訂正させていただきます。先ほどの開発要綱の協議でございますけれども、3月1日に出されまして11月17日に協議が完了したということでございますので、ちょっと私の勘違いでございました。それだけ申し伝えておきます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） だから、私が3月1日に事前協議が始まったんでしょと言うてるんですよ。それが終わったと言われるから、だんだん頭が、もうどないなってるねんと。その後ずうっと、だから終わるまで、11月7日に県の開発申請に対して許可通知が下りているんです、平成18年11月7日に、ですから県がそれでよしとしてゴーサインを出したんですよ。だから、それで協議が行政としても終わったというのやったら話は合いません。

こういうふうな形でつじつま合わせをした文書を内部で回されたということになると思うんです。これは行政としてメリットがあるということで、保育所つきマンションということで便宜を図られた、行政ぐるみで図られたということですよ。もしこの都市計画審議会、12月11日に都市計画審議会があるんですけども、そのときに容積率の見直し可決されずに否決されていたら、ずっと市有地の貸与ということになりかねない状況やったと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今の件につきましては、野並議員ご指摘のとおり、用途変更が都市計画審議会でも認められなければ、そのまま貸し続けるか、もしくは買っていたくしかなかったようには思われます。

しかしながら、それまでの手続の経過の中で、平成6年並びに平成14年の見直しの審議会におきまして議論をいただきました。この地域も用途変更等をする予定でございましたので、県の指導から見送って保留になったという経過もございますので、都市計画審議会といたしましては、駅前からその高度利用の具体的な計画が明らかになれば認められたものと想定いたしておりました。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 私はもう1つ質問を出していますので、私は大きな問題だと思います。

アサヒビールの土地の将来計画について、最後に質問したいと思います。

買収をするかどうかということをお求められてまして、2月23日に公開討論会が行われました。そこで、アサヒビールの土地を購入した上で文化ホールの老朽化とか、ホールを核にしたコミュニティセンターとかいうふうなことが提案をされました。野洲のまちづくりを考える場合に、アサヒビール所有地を含む駅前周辺整備で大事なことは、景観を前提としたにぎわいと潤いのある駅前の整備だというふうに思います。この点で、今回の提案は一つ案でありますけれども、その面での基準はどういうふうな政策判断をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 皆さん、おはようございます。ただいま野並議員からのご質問でありましたアサヒビールの土地の将来計画についての1点目にお答えを申し上げます。

まず初めに、景観を前提としてにぎわいと潤いのある駅前整備と、まち全体の活性化につながる整備といった面で、どのような政策判断をされたのかということですが、そもそも、先般の2月23日開催の第2回の公開内部検討会議におきましては、市が買収取るとした場合どのような提案が考えられるか、いわば会議におけます政策形成の途中過程として、駅前を文化や芸術に触れるエリア、あるいはシニア世代の活動や地域コミュニティの拠点エリアとしてホールの建てかえといった案を、ある面で議論が深まるように提案をさせていただいたものでございます。また、あわせて図書館の分館とか、あるいは市役所を配置するといった大胆な提案もいたしました。これにつきましては市民の日常的な動線を駅前に集結するということ、人が集まり、交流して、あるいはにぎわいをその結果創出できないかと、こういうようなことで提案をしたものでございまして、いずれにつきましても政策判断とか政策決定したものではございません。

まず、こういうことを押さえておきたいと思います。その上で、仮にそうした案で行くとなりましたら、当然のことながら、現在検討を進めております景観計画との整合を図っていくと、こういうことになると思うしております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） これは大きな財政出動をするということになりますけれども、これ、どのぐらいの規模、幾ら、面積、売却費用、総事業費、そういったもののご答弁をお願い

いたします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 財政的な判断についてのお尋ねでございますが、現時点で提案に係ります具体的な規模や事業費などについて、明確にお答えする状況にはございません。この案を実現いたしますまでにはまだまだ課題がたくさんございますし、議員がご懸念されております事業費、あるいはその財源等につきまして、今後検証をしていく必要があると、このように考えております。

ただ、確かに、どの程度の事業費が必要になるかというのは重要な判断基準となりますので、そうした観点で申し上げますと、少なく見積もりましても数十億円程度が見込まれると、このように想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 数十億円のお金ということになりますと、やはり市民の部分においては箱物行政に関しては今までからもいろいろ異議が出されておりますので、パブリックコメントもされますけども、あんまりたくさんの市民の声が反映されたようなものにもなっていませんので、これは広く市民に聞くということで、買収の可否も含めて、4月の広報でアンケートをとるとかいうふうなことをされたらどうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 市民アンケートについてのご質問でございます。

アンケート調査といいますのは、正確な情報を十分市民に提供した上でないと、正確なといえますか、信頼性の高い結果が得られないということもございます。したがって、アンケート調査を実施する予定はございません。むしろ検討会議の内容の情報公開と、そして市民懇談会を開催いたします。そういうふうな中で、市民の皆さんからも意見を出していただく場を設けております。また、議会の特別委員会などの議論の中での提案の内容、あるいは質が高められるのではないかなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） どの程度の情報公開をされるんですか、数十億円かかるというふうなものも含めてでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 当然、計画の内容と、それに伴います事業費、そしてその事業費を捻出する財源ですね。そうしたものも含めて結論を今度3月16日に第3回を開催しますけれども、ここで課題の整理を行って行って、そうした内容を含めて情報を提供する中で、4月の市民懇談会へ持っていきたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今回、この部分に関しましては、地方自治法第1条2項の地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてということがあります。ここを踏襲していかれるということに対しての見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 地方自治法第1条第2項の踏襲、住民の福祉の向上とといった点でございますが、地方自治法第1条2項の踏襲につきまして、今回の件に限らず、私たちは法を遵守するのは当然の義務でございます。これは地方自治体としての基本だと、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 市民の方は非常に関心を持っておられます。ですから、広報で本当に皆さんにきちっとお知らせをしていくということが、3月16日の内容を極力4月の広報に反映をしていただきたいということを申し添えて、終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 申しわけございませんが、3月16日の会議結果を4月の広報に反映するというのはちょっと無理でございますので、そのときに資料配付ということになると思います。よろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 全く秘密にするつもりはなくて、すべて出すつもりをしていますけれども、きのうも梶山議員のご質問にお答えしましたように、日程的に実際無理なんです。16日ののを広報に載せるというのは、印刷、編集の手续からしますと。ですから、場合によってはいろんな手段を使って最大限ご提供します。本当に、前の思いを持っていたと思っていますけど、むちゃくちゃ透明感を保っているんですが、その時間の問題、手段の問題ということです。ですから、ぜひ議会でも全部公開しますから、すべてお問い合わせいただいたら答えますし、可能な限り情報提供はしていきたいと思っております。

当然、憲法どころじゃなしに、野洲のやり方として全部オープン、憲法以上にオープンしていきたいと思っておりますので、ご安心ください。ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長より発言を求められておりますので、発言を許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 先ほど丸山議員に県のドック補助につきまして隔年と申し上げましたけれども、毎年補助をされているということで私の認識不足でございます。おわび申し上げます。訂正をさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明11日から23日までの13日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、明11日から23日までの13日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月24日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時47分散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年3月10日

野洲市議会議長                   立入 三千男

署名議員                       奥村 治男

署名議員                       矢野 隆行